

金城学院大学学則

(1949年2月21日認可)

2024年4月1日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、福音主義のキリスト教に基づき、学校教育法にのっとり、女性に広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって真理と正義を愛し、世界の平和と人類の福祉に貢献する人物を養成することを目的とする。

(自己評価)

第2条 本学は、前条の目的を達成するため、教育研究活動の点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価の組織及び方法は、これを別に定める。

(名称)

第3条 本学は、金城学院大学と称する。

(所在地)

第4条 本学の所在地は、名古屋市守山区大森二丁目 1723 番地とする。

(学部・学科)

第5条 本学に、次の学部、学科及びコースを置く。

文学部	日本語日本文化学科 英語英米文化学科 外国語コミュニケーション学科 音楽芸術学科
生活環境学部	生活マネジメント学科 環境デザイン学科 食環境栄養学科
国際情報学部	国際情報学科 グローバルスタディーズコース メディアスタディーズコース
人間科学部	現代子ども教育学科 多元心理学科 コミュニティ福祉学科
薬学部	薬学科
看護学部	看護学科

(教育研究上の目的)

第5条の2 学部及び学科ごとの教育研究上の目的は、別表1のとおりとする。

(修業年限及び在学年限)

第6条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、薬学部薬学科は、6年とする。

2 在学年限は、8年を越えることができない。ただし、薬学部薬学科は、12年とする。

(学生定員)

第7条 本学各学部各学科の定員は、次のとおりとする。

学部学科名	入学定員	編入学定員	収容定員	
文学部	日本語日本文化学科	70名	280名	
	英語英米文化学科	90名	360名	
	外国語コミュニケーション学科	80名	320名	
	音楽芸術学科	45名	180名	
	計	285名	1,140名	
生活環境学部	生活マネジメント学科	70名	280名	
	環境デザイン学科	80名	320名	
	食環境栄養学科	80名	320名	
	計	230名	920名	
	(1年次)	(3年次)		
国際情報学部	国際情報学科			
	グローバルスタディーズコース	85名	5名	350名
	メディアスタディーズコース	85名	5名	350名
	計	170名	10名	700名
人間科学部	現代子ども教育学科	120名	5名	490名
	多元心理学科	110名	5名	450名
	コミュニティ福祉学科	75名	5名	310名
	計	305名	15名	1,250名
薬学部	薬学科	150名		900名
	計	150名		900名
看護学部	看護学科	100名		400名
	計	100名		400名
	総計	1,240名	25名	5,310名

第2章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び1年間の授業等の期間)

第8条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

3 1年間の授業等を行う期間は、35週間にわたることを原則とする。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 学院創立記念日(10月15日)

- (4) 夏期休業日 8月1日から9月15日まで
- (5) 冬期休業日 12月25日から翌年1月10日まで
- (6) 学年末休業日 3月20日から3月31日まで

- 2 学長は、必要がある場合、第1項に定める休業日を変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 授業科目、単位数及び履修方法

(授業科目の区分)

第10条 授業科目は、共通教育科目、専門教育科目及び各教科の指導法・教育の基礎的理解に関する科目等に分ける。

- 2 前項に規定するもののほか、外国人である留学生（以下「外国人留学生」という。）に対して日本語科目及び日本事情に関する科目を開設する。
- 3 外国人留学生以外の学生で、本学が必要と認める場合には、前項を準用する。

(授業科目の科目名及び単位数)

第11条 授業科目の科目名及び単位数は、別表2のとおりとする。

(必修科目及び選択科目)

第12条 授業科目は、必修又は選択科目のいずれかであるものとする。

- 2 授業科目が必修であるか、選択であるかは、これを別に定める。

(副専攻)

第12条の2 本学に、副専攻を置くことができる。

- 2 副専攻に関して必要な事項は、これを別に定める。

(履修方法)

第13条 履修方法は、これを別に定める。

(卒業に必要な最低修得単位数)

第14条 卒業に必要な最低修得単位数は、別表3のとおりとする。

(他大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 前2項の規定の施行については、これを別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第16条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることがある。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項の規定の施行については、これを別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 17 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得したものを含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることがある。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 15 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 4 前 3 項の規定の施行については、これを別に定める。

（単位計算方法）

第 18 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの授業をもって 1 単位とする。ただし、文学部音楽芸術学科における個人指導による実技の授業については、5 時間から 8 時間の授業をもって 1 単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、教授会の議を経て、単位数を定めるものとする。

（教育職員免許状）

第 19 条 教育職員免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法及び同関係諸法令に定められた単位を修得するものとする。

- 2 本学において取得できる教育職員免許状は、次のとおりとする。

区 分		免許状の種類	教 科
文学部	日本語日本文化学科	高等学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状 中学校教諭 1 種免許状	国語 書道 国語
	英語英米文化学科	高等学校教諭 1 種免許状 中学校教諭 1 種免許状	外国語（英語） 外国語（英語）
	外国語コミュニケーション学科	高等学校教諭 1 種免許状 中学校教諭 1 種免許状	外国語（英語） 外国語（英語）
	音楽芸術学科	高等学校教諭 1 種免許状 中学校教諭 1 種免許状	音楽 音楽
生活環境学部	生活マネジメント学科	高等学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状 中学校教諭 1 種免許状	家庭 情報 家庭
	環境デザイン学科	高等学校教諭 1 種免許状 中学校教諭 1 種免許状	家庭 家庭

	食環境栄養学科	高等学校教諭1種免許状 中学校教諭1種免許状 栄養教諭1種免許状	家庭 家庭
国際情報学部	国際情報学科 グローバルスタディーズコース	高等学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状 中学校教諭1種免許状	地理歴史 公民 社会
	国際情報学科 メディアスタディーズコース	高等学校教諭1種免許状	情報
人間科学部	現代子ども教育学科	中学校教諭1種免許状 小学校教諭1種免許状 幼稚園教諭1種免許状	外国語（英語）
	多元心理学科	高等学校教諭1種免許状 中学校教諭1種免許状	公民 社会
	コミュニティ福祉学科	高等学校教諭1種免許状	福祉
薬学部	薬学科	高等学校教諭1種免許状 中学校教諭1種免許状	理科 理科

3 前項の教育職員免許状を取得するための科目の履修方法は、これを別に定める。

（博物館学芸員資格）

第20条 博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、別に定める授業科目をあわせて履修するものとする。

（社会福祉士受験資格）

第21条 社会福祉士の受験資格を取得しようとする者は、別に定める授業科目をあわせて履修するものとする。

（図書館司書資格）

第22条 図書館司書の資格を取得しようとする者は、別に定める授業科目をあわせて履修するものとする。

（司書教諭資格）

第23条 司書教諭の資格を取得しようとする者は、別に定める授業科目をあわせて履修するものとする。

（二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格）

第23条の2 二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を取得しようとする者は、別に定める授業科目をあわせて履修するものとする。

（管理栄養士受験資格及び栄養士免許）

第24条 管理栄養士受験資格及び栄養士免許証授与の所要資格を取得しようとする者は、別表4に示す授業科目を履修しなければならない。

2 管理栄養士国家試験受験及び栄養士免許申請に関する単位履修証明書は、別表5のとおりとする。

（食品衛生監視員資格）

第25条 食品衛生監視員の資格を取得しようとする者は、別に定める授業科目をあわせて履修するものとする。

（食品衛生管理者資格）

第 26 条 食品衛生管理者の資格を取得しようとする者は、別に定める授業科目をあわせて履修するものとする。

(保育士資格)

第 27 条 保育士の資格を取得しようとする者は、別に定める授業科目をあわせて履修するものとする。

(精神保健福祉士受験資格)

第 28 条 精神保健福祉士受験資格を取得しようとする者は、別に定める授業科目をあわせて履修するものとする。

(公認心理師受験資格)

第 28 条の 2 公認心理師の受験資格を取得しようとする者は、別に定める授業科目をあわせて履修するものとする。

(授業科目の配当及び授業時間数)

第 29 条 毎学年における科目の配当及び授業時間数は、教授会がこれを定める。

(開講科目・講義題目等)

第 30 条 毎学年の始めに、その学年に教授する科目の種類、講義題目、授業時間数、授業担当者を公示する。ただし、臨時講義については、教授会で随時これを定める。

(履修届)

第 31 条 学生は、毎学期の指定期限までに、履修する科目を選定し、届け出なければならない。第

4 章 入学、再入学、退学、休学、編入学、転学、留学、賞罰及び除籍

(入学の時期)

第 32 条 入学の期日は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 33 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女性でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (2) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (6) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められた者

2 前項各号の定めにかかわらず、過去に第 46 条により懲戒を受けた者は、学長の判断により、本学への入学を認めないことがある。

(入学の許可)

第 34 条 本学に入学を許可される者は、所定の入学試験に合格した者に限る。

(再入学)

第 35 条 正当なる理由により退学した者が、再入学を志願したときは、選考の上これを許可することがある。

2 前項に定める再入学に関する規程は、これを別に定める。

3 第 1 項の定めにかかわらず、過去に第 46 条により懲戒を受けた者は、学長の判断により、再入学を認めないことがある。

(入学出願の手続き)

第 36 条 本学への入学を志願する者は、次の書類に別記に定める検定料を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。

(1) 本学所定の入学願書

(2) 卒業又は卒業見込みに関する当該学校長の証明書

(3) 在学中の当該学校長の調査書

(入学の手続き)

第 37 条 入学を許可された者は、本学所定の用紙に記入した、保証人連署の誓約書及び住民票に別記に定める入学金及びその他の所定の学納金を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(保証人)

第 38 条 保証人は、独立の生計を営む満 25 歳以上の者で、確実に保証人の責務を履行し得る者でなければならない。

2 学長が不相当と認めた場合には、その変更を命ずることがある。

3 保証人が死亡又はその他の理由でその責務を果し得ないときは、新たに保証人を選定して、直ちに届け出なければならない。

4 保証人が転居した場合又は保証人を変更した場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

(退学)

第 39 条 退学しようとする者は、その理由を付して、保証人連署で願い出なければならない。

(休学)

第 40 条 病気又はその他の理由で引続き 2 カ月以上登校困難な者は、あらかじめその理由を付して、学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。ただし、入学初年次の前期については、その理由が病気又は留学等の場合を除き休学は許可されない。

2 休学は、当該学期の授業開始 11 週間を経た後は、願い出ることができない。

3 休学は、1 年以上にわたることができない。ただし、特別の事情のある者は、引続き許可することがある。

4 休学期間は通算して 4 年（薬学部薬学科においては 6 年）を超えることができない。

5 休学期間は、在学年数に通算しない。

(編入学)

第 41 条 次の各号の一に該当する者が本学への編入学を志願するときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者

- (2) 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有するものに限る。）
- (5) 高等学校の専攻科の課程（ただし、修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

2 前項各号の定めにかかわらず、薬学部への編入学を志願できるのは、薬学部又は薬学部と同等のカリキュラム内容を持つ学部所属し、3年以上在学した者とする。

3 編入学者の入学以前の既修得単位の認定は、当該学部教授会においてこれを行う。

4 第1項各号又は第2項の定めにかかわらず、過去に第46条により懲戒を受けた者は、学長の判断により、本学への編入学を認めないことがある。

(転学)

第42条 他の大学に転学を志願する者は、あらかじめその理由を付して学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(転学部・転学科)

第43条 本学学生が、他の学部又は他の学科に、転学部又は転学科を志願したときは、選考の上これを許可することがある。

2 前項に定める転学部・転学科に関する規程は、これを別に定める。

(留学)

第44条 国内外の大学又は短期大学への留学を志願する者は、学長に願い出て、その許可を得て留学することができる。

2 前項による留学の期間は原則として1年以内とする。

3 前項の留学期間は在学年数に算入する。

4 前3項による留学に関する規程は、これを別に定める。

(賞罰)

第45条 他の学生の模範となる学生があったときは、これを表彰することがある。

第46条 本学の規則命令にそむき又は学生の本分に反する行為があったときは、その学生を懲戒する。

2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。

第47条 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められた者

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められた者

(3) 正当な理由がなくて出席常ならない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した行為があった者

(除籍)

第48条 次の各号の一に該当する者は、除籍することがある。

(1) 第6条に定める在学年限を超えた者

(2) 第40条第2項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者

- (3) 授業料及びその他の所定の学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (4) 長期間にわたって行方不明の者
 - (5) 在学中に死亡した者
- (学生身分に関する決裁)

第 49 条 入学、退学、休学、転学、賞罰及び除籍は、教授会の議を経て学長がこれを行う。

第 5 章 試験、卒業及び学位

(試験)

第 50 条 所定の科目の履修者に対して、試験を行う。試験は、筆記試験のほか、レポート、口頭試問等で行うことができる。

(成績評価)

第 51 条 各科目の試験等の結果は、AA、A、B、C 及び F で評価し、AA、A、B 及び C を合格とする。なお、評価に対する評点については、これを別に定める。

2 実際に行った授業回数の 3 分の 1 以上欠席した場合は、失格とする。

(進級制限)

第 51 条の 2 進級制限を設けることがある。進級制限に関する基準は、進級制限を行う学部がこれを定める。

(卒業の認定)

第 52 条 本学に 4 年（薬学部薬学科においては 6 年）以上在学し、所定の単位を修得した者には、卒業を認定する。

(学位)

第 53 条 本学を卒業した者には、金城学院大学学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

第 6 章 授業料及びその他の学納金

(授業料等の学納金)

第 54 条 学生は、授業料及びその他の所定の学納金を納付しなければならない。

2 前項の授業料及びその他の所定の学納金の金額、納付方法、期日等は、第 37 条及び第 55 条から第 57 条並びに別記によるほか、これを別に定める。

第 55 条 既に納付した授業料及びその他の所定の学納金は、事情の如何にかかわらずこれを返却しない。

2 前項にかかわらず、第 48 条第 5 号により除籍された場合に限り、その学期分の授業料及びその他の所定の学納金は徴収しない。なお、納付が済んでいる場合は返却する。

(在籍料)

第 56 条 休学期間中は、授業料及びその他の所定の学納金に代えて在籍料を納付しなければならない。

2 授業開始 8 週間以内に休学を願い出た場合の当該学期の在籍料は、半期 50,000 円とする。

3 授業開始 8 週間を経た後、11 週間以内に休学を願い出た場合の当該学期の在籍料は、授業料の半額相当額とする。

(在学料)

第 56 条の 2 在学年数が 4 年（薬学部薬学科においては 6 年）を超える者、及び進級制限を受け同じ学年に留まる者は、授業料及びその他の所定の学納金に代えて在学料を納付しなければならない。

2 卒業要件又は進級要件上の不足単位数が 9 単位以内の者の在学料は、授業料の半額相当額とする。

3 前項以外の者の在学料は、授業料及びその他の所定の学納金と同額とする。

第 57 条 学期の途中で退学する者は、その学期分の授業料及びその他の所定の学納金を納付しなければならない。

第 7 章 職員組織

(職員)

第 58 条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、その他必要な職員を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

第 58 条の 2 本学に副学長、学部長、教務部長、学生部長及びその他必要な役職を置く。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

4 前各項のほか、その他必要な役職については、これを別に定める。

第 8 章 教授会

(教授会)

第 59 条 本学の各学部それぞれの教授会を置く。

2 各学部の教授会の運営についての規程は、これを別に定める。

第 60 条 各学部教授会は、次の事項を審議する。

(1) 学則の改正

(2) 教育課程に関する事項

(3) 教員の人事に関する事項

(4) 学生の入学、再入学、退学、休学、編入学、転学、留学、賞罰及び除籍に関する事項

(5) 学生の試験、単位認定、卒業及び学位の授与に関する事項

(6) 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生の取扱いに関する事項

(7) その他教育研究に関する重要な事項

第 60 条の 2 各学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

第 9 章 大学評議会

第 61 条 本学に、各学部に通ずる事項について審議する機関として、大学評議会を置く。

2 大学評議会についての規程は、これを別に定める。

第 10 章 科目等履修生、聴講生、外国人留学生及び特別聴講学生

(科目等履修生)

第 62 条 本学所定の授業科目のうち 1 科目又はそれ以上の科目の履修を志願する者があるときは、教授会において選考の上、科目等履修生としてその履修を認めることがある。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第 50 条及び第 51 条を準用する。
- 3 科目等履修生に関する規程は、これを別に定める。

(聴講生)

第 63 条 本学所定の授業科目のうち 1 科目又はそれ以上の科目の聴講を志願する者があるときは、教授会において選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生は定員外とする。
- 3 聴講生の単位修得は、これを認めない。
- 4 聴講生に関する規程は、これを別に定める。

(外国人留学生)

第 64 条 外国人で留学生として入学を志願する者があるときは、教授会において選考の上これを許可することがある。

- 2 外国人留学生にはこの学則の条項を準用する。
- 3 外国人留学生に関する規程は、これを別に定める。

(特別聴講学生)

第 65 条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議により、当該大学に在学中で本学の授業科目の履修を志願する者がある時は、教授会において選考の上、特別聴講学生としてこれを許可する。

- 2 特別聴講学生で聴講科目について試験に合格した者には、単位の修得を認定する。
- 3 特別聴講学生に関する規程は、これを別に定める。

第 11 章 図書館

(図書館)

第 66 条 本学に附属図書館を置く。

- 2 図書館に関する規程は、これを別に定める。

第 12 章 附置研究施設

(附置研究施設)

第 67 条 本学に附置研究施設を置く。

- 2 附置研究施設に関する規程は、これを別に定める。

第 13 章 附置相談室

(附置心理臨床相談室)

第 68 条 本学に附置心理臨床相談室を置く。

- 2 附置心理臨床相談室に関する規程は、これを別に定める。

第 14 章 学生寮

(学生寮)

第 69 条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規程は、これを別に定める。

第 15 章 学則の改正

(学則の改正)

第 70 条 この学則の改正は、各学部教授会及び大学評議会の審議に基づき、理事会の議決を経てこれを行う。

附 則

この学則は、1949 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この学則は、1952 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この学則は、1954 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1957 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1960 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1962 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1963 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1965 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1966 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1967 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1968 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1969 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1970 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1970 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1971 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1972 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1973 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1974 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1975 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1976 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1976 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1977 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1978 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1978 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1979 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1980 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1981 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1982 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1983 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1984 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1985 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1986 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1987 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1988 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1989 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1990 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1991 年（平成 3 年）4 月 1 日から施行し、1991 年度（平成 3 年度）入学者から適用する。ただし、第 7 条の規定にかかわらず、1991 年度（平成 3 年度）から 1999 年度（平成 11 年度）までの入学定員は、次のとおりとする。

学部学科名	入学定員	
文学部	国文学科	110 名
	英文学科	110 名
	社会学科	120 名
	計	340 名
家政学部	家政学科	100 名
	児童学科	100 名
	計	200 名
総計	540 名	

附 則

この学則は、1991 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1－3 及び第 18 条は、1990 年 4 月入学者より適用する。

附 則

この学則は、1991 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1992 年（平成 4 年）4 月 1 日から施行し、1992 年度（平成 4 年度）入学者から適用する。ただし、第 7 条及び前附則に規定の入学定員にかかわらず、1992 年度（平成 4 年度）から 1999 年度（平成 11 年度）までの入学定員は、次のとおりとする。

学部学科名	入学定員	
文学部	国文学科	110 名
	英文学科	110 名
	社会学科	120 名
	計	340 名
家政学部	家政学科	80 名
	生活経営学科	80 名
	児童学科	80 名
	計	240 名
総計	580 名	

附 則

この学則は、1993 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1994 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1995 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、1996 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、1997 年（平成 9 年）4 月 1 日から施行し、1997 年度（平成 9 年度）入学者から適用する。ただし、第 7 条及び前附則に規定の入学定員にかかわらず、1997 年度（平成 9 年度）から 1999 年度（平成 11 年度）までの文学部、家政学部及び現代文化学部の入学定員は、次のとおりとする。

学部学科名		入学定員
文学部	国文学科	110 名
	英文学科	110 名
	言語文化学科	70 名
	計	290 名
家政学部	家政学科	80 名
	生活経営学科	80 名
	児童学科	80 名
	計	240 名
現代文化学部	国際社会学科	75 名
	情報文化学科	65 名
	福祉社会学科	75 名
	計	215 名
	総計	745 名

- 2 第 5 条及び第 18 条の規定にかかわらず、文学部社会学科は在学生在が卒業するまでのあいだ存続し、在学生の卒業を待って廃止する。なお、廃止までのあいだは、従前の学則の規定に従う。

附 則

- 1 この学則は、1998 年（平成 10 年）4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定にかかわらず、国文学科については、1998 年（平成 10 年）3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 2 第7条及び前附則に規定の入学定員にかかわらず、1998年度（平成10年度）から1999年度（平成11年度）までの文学部、家政学部及び現代文化学部の入学定員は、次のとおりとする。

学部学科名		入学定員
文学部	日本文学科	110名
	英文学科	110名
	言語文化学科	70名
	計	290名
家政学部	家政学科	80名
	生活経営学科	80名
	児童学科	80名
	計	240名
現代文化学部	国際社会学科	75名
	情報文化学科	65名
	福祉社会学科	75名
	計	215名
	総計	745名

附 則

- 1 この学則は、2000年（平成12年）4月1日から施行し、2000年度（平成12年度）入学者から適用する。ただし、第7条に規定の入学定員にかかわらず、2000年度（平成12年度）から2003年度（平成15年度）までの文学部、家政学部及び現代文化学部の入学定員は、次のとおりとする。

学部学科名		2000年度 (平成12年度)	2001年度 (平成13年度)	2002年度 (平成14年度)	2003年度 (平成15年度)
		入学定員	入学定員	入学定員	入学定員
文学部	日本文学科	98名	86名	80名	80名
	英文学科	104名	98名	86名	80名
	言語文化学科	70名	70名	70名	70名
	計	272名	254名	236名	230名
家政学部	家政学科	80名	80名	80名	76名
	生活経営学科	80名	80名	80名	76名
	児童学科	80名	80名	80名	76名
	計	240名	240名	240名	228名
現代文化学部	国際社会学科	75名	75名	75名	75名
	情報文化学科	65名	65名	65名	65名
	福祉社会学科	75名	75名	75名	75名
	計	215名	215名	215名	215名

総計	727 名	709 名	691 名	673 名
----	-------	-------	-------	-------

2 第 10 条第 3 項、第 11 条（教養教育科目のうち、○を付した科目に限る。）、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 24 条及び第 37 条は、2000 年（平成 12 年）4 月 1 日から在学学生全員に適用する。

附 則

この学則は、2001 年 4 月 1 日から施行し、2001 年度入学者から適用する。ただし、第 19 条第 2 項表中の現代文化学部情報文化学科の高等学校教諭 1 種免許状「情報」の普通免許状授与の所要資格を得させるための課程は、2000 年度入学者から適用する。

附 則

1 この学則は、2002 年（平成 14 年）4 月 1 日から施行し、2002 年度（平成 14 年度）入学者から適用する。ただし、第 7 条に規定の入学定員にかかわらず、2002 年度（平成 14 年度）から 2003 年度（平成 15 年度）までの文学部、生活環境学部及び人間科学部の入学定員及び 2004 年度（平成 16 年度）以降の各学部の入学定員は、次のとおりとする。

学部学科名		2002 年度 （平成 14 年 度）	2003 年度 （平成 15 年 度）	2004 年度 （平成 16 年 度以降）	
		入学定員	入学定員	入学定員	
文学部	日本語日本文化学科	70 名	70 名	70 名	
	英語英米文化学科	96 名	90 名	90 名	
	言語文化学科	80 名	80 名	80 名	
	計	246 名	240 名	240 名	
生活環境学部	生活環境情報学科	90 名	86 名	80 名	
	環境デザイン学科	90 名	86 名	80 名	
	食環境栄養学科	80 名	80 名	80 名	
	計	260 名	252 名	240 名	
現代文化学部	国際社会学科	85 名	85 名	85 名	
	情報文化学科	95 名	95 名	95 名	
	福祉社会学科	85 名	85 名	85 名	
	計	265 名	265 名	265 名	
人間科学部	現代子ども学科	100 名	96 名	90 名	
	心理学科	社会心理学専攻	60 名	60 名	60 名
		臨床心理学専攻	50 名	50 名	50 名
	芸術表現療法学科	50 名	50 名	50 名	
	計	260 名	256 名	250 名	
総計		1,031 名	1,013 名	995 名	

2 第 5 条及び第 19 条の規定にかかわらず、家政学部家政学科及び児童学科は在学学生が卒するまでの間存続し、在学生の卒業を待つて廃止する。なお、廃止までの間は従前の学則の規定に従う。

- 3 第5条及び第19条の規定にかかわらず、文学部日本文学科、英文学科、家政学部生活経営学科については、2002年（平成14年）3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、2003年（平成15年）4月1日から施行し、2003年度（平成15年度）入学者から適用する。ただし、第24条については、2002年度（平成14年度）入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、2004年（平成16年）4月1日から施行し、2004年度（平成16年度）入学者から適用する。
- 2 前項にかかわらず、別表1-3（4）及び（8）の「知的財産権論」に変更すること、（6）の「特定給食施設実習（1）」、「特定給食施設実習（2）」に変更すること、（8）の「実務研修」を削除すること、並びに別表3及び4については2002年度（平成14年度）入学者から適用する。

附 則

この学則は、2005年（平成17年）4月1日から施行し、2005年度（平成17年度）入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、2005年（平成17年）4月1日から施行し、2005年度（平成17年度）入学者から適用する。
- 2 第19条第2項表中の生活環境学部食環境栄養学科の栄養教諭1種免許状の所要資格を得させるための課程は、2004年度（平成16年度）入学者から適用する。
- 3 第23条の2については、2002年度（平成14年度）入学者から適用する。
- 4 第56条及び第56条の2については、2005年4月1日から在学生全員に適用する。
- 5 別表1-3（6）については、2004年度（平成16年度）入学者から適用する。
- 6 前項にかかわらず、別表1-3（6）の「栄養教育論実習」に変更すること、「臨地実習」に変更することについては、2003年度（平成15年度）入学者から適用する。

附 則（2005年7月25日理事会）

この学則は、2006年（平成18年）4月1日から施行し、2006年度（平成18年度）入学者から適用する。

附 則（2006年3月27日理事会）

この学則は、2006年（平成18年）4月1日から施行し、2006年度（平成18年度）入学者から適用する。ただし、別表1-4については、2004年度（平成16年度）入学者から適用する。

附 則（2006 年 11 月 27 日理事会）

この学則は、2007 年（平成 19 年）4 月 1 日から施行する。

附 則（2007 年 3 月 26 日理事会）

- 1 この学則は、2007 年（平成 19 年）4 月 1 日から施行し、2007 年度（平成 19 年度）入学者から適用する。
- 2 第 19 条第 2 項表中の人間科学部現代子ども学科の小学校教諭 1 種免許状、及び薬学部薬学科の高等学校教諭 1 種免許状「理科」、中学校教諭 1 種免許状「理科」の所要資格を得させるための課程は、2006 年度（平成 18 年度）入学者から適用する。
- 3 第 40 条第 1 項及び第 56 条については、2007 年（平成 19 年）4 月 1 日から在学生全員に適用する。
- 4 第 40 条第 3 項及び第 56 条の 2 については、2006 年度（平成 18 年度）入学者から適用する。ただし、第 56 条の 2 第 1 項中の「進級制限を受け同じ学年に留まる者」については、2005 年度（平成 17 年度）薬学部薬学科入学者にも適用する。
- 5 別表 1－3（2）については、2006 年度（平成 18 年度）入学者から適用する。
- 6 別表 1－4 については、2006 年度（平成 18 年度）入学者から適用する。

附 則（2007 年 11 月 26 日理事会）

この学則は、2007 年（平成 19 年）11 月 26 日から施行する。ただし、別表 3 及び別表 4 については、2007 年度（平成 19 年度）入学者から適用する。

附 則（2008 年 3 月 24 日理事会）

この学則は、2008 年（平成 20 年）4 月 1 日から施行し、2008 年度（平成 20 年度）入学者から適用する。

附 則（2008 年 3 月 24 日理事会）

- 1 この学則は、2009 年（平成 21 年）4 月 1 日から施行し、2009 年度（平成 21 年度）入学者から適用する。
- 2 第 7 条に規定の収容定員にかかわらず、2009 年度（平成 21 年度）から 2011 年度（平成 23 年度）までの生活環境学部、現代文化学部及び人間科学部の収容定員及び 2012 年度（平成 24 年度）以降の各学部の収容定員は、次のとおりとする。

学 部 学 科 名		2009 年度 (平成 21 年 度)	2010 年度 (平成 22 年 度)	2011 年度 (平成 23 年 度)	2012 年度 (平成 24 年度以 降)
		収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
文学部	日本語日本文化学科	280名	280名	280名	280名
	英語英米文化学科	360名	360名	360名	360名
	外国語コミュニケーション学科	320名	320名	320名	320名

	計	960名	960名	960名	960名	
生活環境学部	生活環境情報学科	310名	300名	290名	280名	
	環境デザイン学科	320名	320名	320名	320名	
	食環境栄養学科	320名	320名	320名	320名	
	計	950名	940名	930名	920名	
現代文化学部	国際社会学科	345名	340名	335名	330名	
	情報文化学科	385名	380名	375名	370名	
	福祉社会学科	340名	330名	320名	310名	
	計	1,070名	1,050名	1,030名	1,010名	
人間科学部	現代子ども学科	400名	430名	460名	490名	
	心理学科	社会心理学専攻	244名	244名	244名	244名
		臨床心理学専攻	206名	206名	206名	206名
	芸術・芸術療法学科	210名	210名	210名	210名	
	計	1,060名	1,090名	1,120名	1,150名	
薬学部	薬学科	750名	900名	900名	900名	
	計	750名	900名	900名	900名	
総計		4,790名	4,940名	4,940名	4,940名	

3 第5条、第7条及び第19条の規定にかかわらず、文学部言語文化学科、人間科学部芸術表現療学科については、2009年（平成21年）3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附則（2009年3月23日理事会）

この学則は、2009年（平成21年）4月1日から施行し、2009年度（平成21年度）入学者から適用する。

附則（2009年3月23日理事会）

- この学則は、2010年（平成22年）4月1日から施行し、2010年度（平成22年度）入学者から適用する。
- 第5条、第7条及び第19条の規定にかかわらず、生活環境学部生活環境情報学科及び現代文化学部福祉社会学科については、2010年（平成22年）3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附則（2010年3月29日理事会）

- この学則は、2010年（平成22年）4月1日から施行し、2010年度（平成22年度）入学者から適用する。
- 第8条第3項及び第50条については、2010年4月1日から在学生全員に適用する。

附則（2010年3月29日理事会）

- 1 この学則は、2011 年（平成 23 年）4 月 1 日から施行し、2011 年度（平成 23 年度）入学者から適用する。
- 2 第 5 条、第 7 条及び第 19 条の規定にかかわらず、人間科学部心理学科社会心理学専攻及び臨床心理学専攻については、2011 年（平成 23 年）3 月 31 日に当該学科専攻に在学する者が当該学科専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（2011 年 3 月 28 日理事会）

- 1 この学則は、2011 年（平成 23 年）4 月 1 日から施行し、2011 年度（平成 23 年）入学者から適用する。
- 2 別表 2 授業科目 1 共通教育科目 VI アクティブ・ラーニング科目 ⑩ プロジェクト科目のうち、「異文化体験」「ボランティア活動」「学生プロジェクト」の 3 科目については、2010 年度以前の入学生にも適用し、修得した単位は総合教育科目又は自由履修の単位数に含めることができる。
- 3 別表 3 卒業に必要な最低修得単位数のうち、食環境栄養学科の専門教育科目の単位数については 2008 年度入学者から適用する。

附 則（2011 年 3 月 28 日理事会）

- 1 この学則は、2012 年（平成 24 年）4 月 1 日から施行し、2012 年度（平成 24 年度）入学者から適用する。
- 2 第 5 条、第 7 条及び第 19 条の規定にかかわらず、現代文化学部国際社会学科、情報文化学科及びコミュニティ福祉学科については、2012 年（平成 24 年）3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（2011 年 5 月 23 日理事会）

この学則は、2011 年（平成 23 年）5 月 23 日から施行し、2011 年度（平成 23 年度）入学者から適用する。

附 則（2012 年 3 月 26 日理事会）

この学則は、2012 年（平成 24 年）4 月 1 日から施行し、2012 年度（平成 24 年度）入学者から適用する。

附 則（2012 年 3 月 26 日理事会）

- 1 この学則は、2013 年（平成 25 年）4 月 1 日から施行し、2013 年度（平成 25 年度）入学者から適用する。
- 2 第 5 条、第 7 条及び第 19 条の規定にかかわらず、人間科学部芸術・芸術療法学科については、2013 年（平成 25 年）3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（2013 年 3 月 25 日理事会）

- 1 この学則は、2013 年（平成 25 年）4 月 1 日から施行し、2013 年度（平成 25 年度）入学者から適用する。
- 2 第 51 条については、在学生全員に適用する。

附 則（2014 年 3 月 31 日理事会）

この学則は、2014 年（平成 26 年）4 月 1 日から施行する。

附 則（2014 年 5 月 26 日理事会）

この学則は、2015 年（平成 27 年）4 月 1 日から施行する。

附 則（2015 年 3 月 30 日理事会）

- 1 この学則は、2015 年（平成 27 年）4 月 1 日から施行する。
- 2 別表 2 及び別表 3 については、2015 年度（平成 27 年度）入学者から適用する。

附 則（2015 年 3 月 30 日理事会）

この学則は、2016 年（平成 28 年）4 月 1 日から施行し、2016 年度（平成 28 年度）入学者から適用する。

附 則（2016 年 3 月 28 日理事会）

この学則は、2016 年（平成 28 年）4 月 1 日から施行する。

附 則（2017 年 3 月 27 日理事会）

- 1 この学則は、2017 年（平成 29 年）4 月 1 日から施行する。
- 2 第 12 条の 2、別表 2 及び別表 3 については、2017 年度（平成 29 年度）入学者から適用する。

附 則（2017 年 11 月 27 日理事会）

- 1 この学則は、2018 年（平成 30 年）4 月 1 日から施行する。
- 2 別表 2 については、2018 年度（平成 30 年度）入学者から適用する。

附 則（2018 年 3 月 26 日理事会）

- 1 この学則は、2018 年（平成 30 年）4 月 1 日から施行する。
- 2 別表 2 及び別表 7 については、2018 年度（平成 30 年度）入学者から適用する。

附 則（2018 年 3 月 26 日理事会）

- 1 この学則は、2019 年（平成 31 年）4 月 1 日から施行し、2019 年度（平成 31 年度）入学者から適用する。
- 2 第 5 条、第 7 条及び第 19 条の規定にかかわらず、人間科学部現代子ども学科については、2019 年（平成 31 年）3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（2019 年 3 月 25 日理事会）

- 1 この学則は、2019 年（平成 31 年）4 月 1 日から施行し、2019 年度（平成 31 年度）入学者から適用する。
- 2 第 28 条の 2 については、2018 年度（平成 30 年度）入学者から適用する。

附 則（2019 年 5 月 27 日理事会）

この学則は、2020 年（令和 2 年）4 月 1 日から施行し、2020 年度（令和 2 年度）入学者から適用する。

附 則（2020 年 3 月 30 日理事会）

この学則は、2020 年（令和 2 年）4 月 1 日から施行し、2020 年度（令和 2 年度）入学者から適用する。

附 則（2021 年 3 月 29 日理事会）

この学則は、2021 年（令和 3 年）4 月 1 日から施行し、2021 年度（令和 3 年度）入学者から適用する。

附 則（2021 年 3 月 8 日理事会）

この学則は、2022 年（令和 4 年）4 月 1 日から施行し、2022 年度（令和 4 年度）入学者から適用する。

附 則（2022 年 3 月 28 日理事会）

- 1 この学則は、2022 年（令和 4 年）4 月 1 日から施行する。
- 2 第 33 条第 2 項、第 35 条第 3 項、第 41 条第 4 項及び別表 2 については、2022 年度（令和 4 年度）入学者から適用する。

附 則（2023 年 3 月 27 日理事会）

- 1 この学則は、2023 年（令和 5 年）4 月 1 日から施行する。
- 2 別表 1 における現代子ども教育学科の教育研究上の目的については、2019 年度（平成 31 年度）入学者から適用する。
- 3 別表 2 については、2023 年度（令和 5 年度）入学者から適用する。

附 則（2024 年 3 月 25 日理事会）

- 1 この学則は、2024 年（令和 6 年）4 月 1 日から施行する。
- 2 別表 1 における薬学科の教育研究上目的については、2024 年度（令和 6 年度）入学者から適用する。